



福島県相双地域等(浜通り)で、介護職員として働くことを希望する方へ～就職準備金等の奨学金貸付制度のご案内～

対象者	福島県外に居住している方または福島県内に居住している避難指示区域から避難している方
就職準備金	正規職員:30万円または50万円 ※世帯赴任加算等が対象になる場合もあります。 パートタイム職員:15万円または30万円
研修受講料	15万円以内 ※介護職員初任者研修等を受講する場合に借りることができます。
返還免除	一定の業務従事期間(1年または2年)を満たした場合は返還免除となります。
問	福島県社会福祉協議会人材研修課 ☎024-526-0045



福島県からのお知らせ 新型コロナウイルス関連情報

特別定額給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、各世帯1人につき10万円の給付金が受けられます。

避難先で生活しており、まだ申請書をお手元に届いていない方は、4月27日時点に住民票が登録されていた市町村にお問い合わせください。

※申請期限は市町村によって異なります。
お早めに各市町村の窓口にお問い合わせください。

(住民票登録市町村) 特別定額給付金 [検索](#)

新型コロナウイルス感染症に関する支援情報を伝えします

新型コロナウイルスの影響を受け、休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

まずは、住民登録されている市町村の社会福祉協議会の窓口にご相談ください。

問 住民登録されている市町村社会福祉協議会
または、福島県社会福祉課 ☎024-521-7323

福島県 緊急小口資金等特例貸付 [検索](#)

その他の支援策等についてはHPにガイドブックとしてまとめてありますので、ご活用ください。

福島県 新型コロナ関連情報 ポータル [検索](#)

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

ふくしまVoice

帰還した人、起業した人、
移住してきた人の声を紹介します。

Vol.14

近藤学さん
(いわき市在住)



いわき市四倉町で大堀相馬焼陶吉郎窯を営んでいます。浪江町で9代続く窯元でしたが、震災で避難を余儀なくされました。発災直後は福島市にいた妹夫婦の世話をになり、お得意様から誘われたことでいわき市へ転居。2011年5月には市内江畑町で物件を見付け、作陶を再開させることができました。よりよい環境を求め、2018年には四倉町に新工房を開設。美術館だった建物を改修してギャラリーにし、ガス窯や電気窯に加え、全長約10mの登り窯も設けたんです。

走り駒、二重焼、青ひびを施した伝統的な大堀相馬焼は、浪江町外に避難した職人と分業しながら制作を継続。私自身は色土を使って絵柄を描く、象嵌技法にこだわって創作を続けています。

多くの同業者が二本松市に移る中、私は縁あっていわき市へ移りました。いま思えば、比較的早く事業も再開でき、人との縁に恵まれていたと感謝しています。移転先の気候や作業環境などに不安もありましたが、問題なく再開できました。

新工房には登り窯まで設けたものの、大堀相馬焼を名乗る以上、いずれ浪江町に戻って作陶することが目標です。ハードルは高いですが、いつの日か実現したいと考えています。



梱の象嵌が施された
近藤さんの作品群

登り窯の内部を
確認する近藤さん



ふくしまをもっと
分かってほしい…

バックナンバーもチェック！

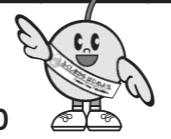
福島 今が分かる新聞

[検索](#)



故郷とあなたをつなぐ情報紙

ふくしまの



が 分 かる

新聞



vol.80

発行：福島県庁
避難者支援課
☎024-523-4250

令和2年7月17日(金) 発行

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取り組みや福島の復興に向けた動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



ダリア園 (塙町)

塙町の公営温泉浴施設「湯遊ランドはなわ」には300種5,000株ものダリアが植えられ、毎年夏から秋にかけて色とりどりの花を咲かせています。塙町ではヤマツツジとともに、ダリアを町の花として設定。このことから町内の小中学校や各種団体などでもダリアが栽培されてきました。開花時期には町全体が鮮やかな花々で包まれるほか、町内ではダリアを活用した染物やスイーツなども手掛けられています。

目次

特集

浜通り地域等の未来を担う
若い力を育てる教育・
人材育成について

- 原子力損害の賠償請求について
- 福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の公募について
- 不動産取得税の軽減措置について



復旧・復興



原発関連



原発賠償



住宅



健康・福祉



教育



就職



子育て



観光・イベント

浜通り地域等の未来を担う若い力を育てる教育・人材育成について

「福島イノベーション・コスト構想」とは、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトです。今号では構想の一環である、浜通り地域等の未来を担う若い力を育てるための「教育・人材育成」について紹介します。

大学等の「復興知」を活用した 福島イノベーション・コスト構想促進事業（「復興知」事業）

浜通り地域等では、全国の大学等が地元自治体と連携しながら、まちづくりに資する復興支援や地元の学校と連携した取り組みなど現地をフィールドとした教育研究活動を行っています。福島イノベーション機構では、これらの大学等が有する復興に資する「知」を浜通り地域等に誘導・集積するため、2018年度から、浜通り地域等で教育研究活動を行う大学等を支援する「復興知」事業を実施しており、2020年度は、17大学等23件のプログラムを採択しました。

実際の取り組み

近畿大学×川俣町

まちづくりに資する復興支援

学生の「知」を組織的に活用し、除染研究・心身ケア、アンスリウム栽培や川俣シャモすき焼きセットの開発、地域のPR動画の作成など、被災地における一つの復興モデルを目指し、地域の魅力を生み出す取り組みを実践しています。



かわまたアンスリウム×近大アート展



川俣シャモすき焼きセット

会津大学×南相馬市

地元の高校と連携した取り組み

市内高校等におけるロボットプログラミング・技術講習会の開催や、福島ロボットテストフィールドで開催予定のWRS (World Robot Summit) に向けた地元企業・学生によるチーム編成・エントリーの支援など、地域のロボット人材育成につながる取り組みを行っています。



プログラミング講習会



ロボット技術講習会

小中学校の取り組み

小中学校においては、地域に根ざし構想の実現に貢献する人材を育成するため、地域理解を深める探究学習や魅力ある学校づくり、ロボット等の新しい技術の学びを進めています。

双葉郡教育復興ビジョン推進協議会事業

双葉郡8町村の小中学校では、地域の「ひと」、「もの」、「こと」を題材に、8町村で連携して取り組む探究的な学習『ふるさと創造学』を通じて、地域への思いや自分の未来、地域の未来を切り拓く力を育んでいます。

事例

毎年12月に開催されている『ふるさと創造学サミット』では、町村、校種、学年を越えた学び合いを通じて多様な見方・考え方につれ、自分の視野を広げるとともに考えを深める学びを実践しています。



ふるさと創造学サミットの様子

避難地域12市町村小中学校教育等推進事業

避難地域12市町村の小中学校において、児童・生徒が通いたくなるような“ふるさとに根ざした魅力ある学校づくり”を行っています。

事例

山木屋中学校は福島大学と連携し、学校の自然体験林を活用し、山木屋地区の自然と人との関わりの素晴らしさを学んでいます。



里山体験 山木屋中学校×福島大学(復興知)

ふくしまスーパーイエンススクール事業

浜通りだけでなく、中通り、会津といった県内の小中学校で、イノベ構想に関わる最先端技術やものづくり等を扱った講座を開催し、将来の福島を担う人材の育成を進めています。

事例

ロボットの基礎知識や最先端のロボット技術に関する話、ロボット操作体験を通じて、ロボットについてだけでなく子どもたちの科学や職業・産業に対する興味・関心を高めています。



ロボット講座 小高中学校×日本大学工学部

高校の取り組み

高等学校では、構想を担う高い志を持つ人材育成のため、企業や高等教育機関、研究機関等と連携して、最新技術の動向や課題解決の取り組み等を学ぶ講義、実地研修等を行う実践的な教育プログラムを実施しています。

福島イノベーション人材育成実践・広域連携事業

福島イノベ構想を担う高い志を持つ人材育成のため、企業や高等教育機関等と連携して、最新技術の動向や課題解決の取り組み等を学ぶ講義や実地研修等を行う実践的な教育プログラムを通じて、チャレンジ精神を持って福島県の復興・創生に貢献する人材育成を進めています。



成果報告会の様子

福島イノベ構想推進産業人材育成・確保事業

浜通り地域等の高校生などに、福島イノベーション・コスト構想への理解を深め、イノベ構想に寄与する人材を育成するとともに、関連する地元企業の魅力を紹介することで、地域企業への就職に結びつけることを目指しています。



廃炉人材育成 平工業高校×JAEA 檜葉遠隔技術開発センター



原子力損害の賠償請求はお済みですか? 文部科学省からのお知らせ

東京電力福島原発事故による被害者の皆さま

令和3年3月で、東京電力福島原発事故から10年となります。

●時間が経てば経つほど、損害を証明する証拠書類が集めづらくなります。

●原子力損害の賠償請求の時効は「損害及び加害者を知った時から10年」となっています。

事故後10年が経過したからといって賠償請求ができなくなるとは限りませんが、これを機会に原子力損害の賠償請求に関する内容・請求漏れがないかのご確認をおすすめします。

【賠償請求に関する問い合わせをしたい場合】

東京電力ホールディングス株式会社 ☎0120-926-404
(平日:午前9時~午後7時/土日祝:午前9時~午後5時)

【原子力損害の賠償に関する個別の相談をしたい場合】

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 ☎0120-013-814
(午前10時~午後5時(日祝を除く))



福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金の第8次公募について

原子力災害被災12市町村内で創業*する場合や、原子力災害時に12市町村内で事業を行っていなかった方が12市町村内で事業展開を行う場合に、店舗や事務所整備などの事業に要する経費の一部を補助する「福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金」の第8次公募を行っています。

*公募開始日から遡って5年内に創業した方または創業する方が対象です。

補助金交付上限額
及び補助率

上限額:6,666千円
補助率:3分の2以内

公募期間

令和2年8月31日(月)まで(当日消印有効)

問 福島県経営金融課 ☎024-521-8657 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/>

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の公募について

震災時に福島県原子力被災12市町村内及び津波浸水地域内(いわき市、相馬市、新地町)で事業を行っていた中小事業者が、被害を受けた施設・設備の復旧等に要する経費の一部を補助する「グループ補助金」の第45次・第46次公募を行います。

なお、グループ補助金を申請するためには、2者以上で構成されるグループを組み、グループとして復興事業計画を作成し、県から認定を受ける必要があります。

公募期間

令和2年6月15日~10月9日予定

期間は確定次第、福島県ホームページでお知らせします。



中間貯蔵施設への輸送が進められています

県内に仮置きされている除去土壤等は、帰還困難区域を除き、令和3年度までの概ね搬入完了を目指し、中間貯蔵施設へ輸送されています。引き続き、多くの輸送車両が走行することとなります。安全の確保を最優先に輸送が進められていますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。



問 福島県中間貯蔵施設等対策室 ☎024-521-8043 [検索]



令和2年度 福島県復興公営住宅の入居者募集について

復興公営住宅の入居者の募集を下記の日程で行います。

対象の方

- 避難指示区域等から避難されている方
 - 避難指示が解除された区域に平成23年3月11日に居住していた方
 - 東日本大震災で被災された「地震・津波被災者」の方
 - 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」の方
- ※住宅に困窮していることが要件となります。

募集の詳細(対象団地、応募要件等)は、福島県復興公営住宅入居支援センターへお問い合わせください。また、入居支援センターのホームページ等でも詳細をお知らせします。

問 福島県復興公営住宅入居支援センター

☎024-522-3320

[検索]

募集期間及び入居予定

第3回	令和2年8月3日(月)~8月12日(水)→10月以降入居予定
第4回	令和2年10月1日(木)~10月9日(金)→12月以降入居予定
第5回	令和2年11月26日(木)~12月4日(金)→2月以降入居予定
第6回	令和3年2月1日(月)~2月9日(火)→4月以降入居予定

不動産取得税の軽減措置 (被災代替不動産、三世代同居・近居住宅)について



東日本大震災により被災した不動産の所有者が、それに代わるもの令和3年3月31日までに取得した場合及び原子力災害により被災した不動産の所有者がそれに代わるもの避難指示解除から4年以内に福島県内に取得した場合、取得した不動産に係る不動産取得税が軽減されます。

また、子育て支援策の一環として、18歳未満の方を含む三世代以上の方が同居又は近居する住宅を令和7年3月31日までに福島県内に取得した場合、取得した住宅に係る不動産取得税が2分の1に軽減されます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ先	電話番号
県北地方振興局	024-521-2694	南会津地方振興局	0241-62-5214
県中地方振興局	024-935-1254	相双地方振興局	0244-26-1125
県南地方振興局	0248-23-1517	いわき地方振興局	0246-24-6033
会津地方振興局	0242-29-5254	福島県庁税務課	024-521-7068



避難先情報の届出のお願い

避難先の変更(転居をする場合など)がありましたら、以下の市町村あてにご連絡いただくようお願いします。福島県や避難元市町村からのお知らせを着実にお届けできるようになるほか、下記の13指定市町村から避難されている方は、避難先においても一定の行政サービスを受けることができます。

※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村

- ①避難先の変更があった場合(転居など)
- ②避難を終了した場合(帰郷・定住など)

13指定市町村*から
避難されている方

上記①②の場合
避難元の
市町村へ
届出

13指定市町村以外から
避難されている方

上記①の場合
現在お住まいの(転居前)
避難先市町村及び転居後の
避難先市町村の双方へ届出

上記②の場合
現在お住まいの(転居前)
避難先市町村へ届出